

立地適正化計画の届出制度に係るハザードエリア確認書

年 月 日

中津市が公開する防災マップ等を閲覧のうえで確認をお願いします。

(参考) 中津市防災マップ (Web 版)

<https://nakatsu-bosai.jp/hazardmap/>

- ハザードエリア内での開発・建築等行為である (下記のうち該当するものに)
- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域内 | <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域内 |
| <input type="checkbox"/> 土砂災害危険箇所 | <input checked="" type="checkbox"/> 洪水浸水想定内 (浸水深 m) |
| <input type="checkbox"/> 津波浸水想定内 (浸水深 m) | <input type="checkbox"/> 高潮浸水想定内 (浸水深 m) |
| <input type="checkbox"/> 内水浸水想定内 (浸水深 m) | <input type="checkbox"/> ため池浸水想定内 (浸水深 m) |
- 令和 2 年 7 月 2 2 日に公布された宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令により、不動産取引時の重要事項説明として、土砂災害等のハザードに加え、水防法に基づく水害ハザードについても説明が義務付けられ、ハザードエリア内における土地や建物の売買や貸借契約について、大きく影響する可能性があります。

なお、開発・建築等行為の予定がハザードエリア外である場合においても日頃から災害へ備え、避難所の位置を確認して下さい。

上記のとおり確認しました。

住 所____
氏 名____

～ ハザードエリア内で開発・建築等を検討されている方へ ～

- 近くの避難所や避難場所等への避難経路を確認してください。
- インターネットや SNS、テレビによる気象情報や災害情報の収集に努め、早めの避難を心がけてください。
- 開発・建築行為においては、可能な範囲での敷地の嵩上げ、また、地下室・1 階部分に居室を設けないといった対策などを検討しましょう。